

質問回答書

令和7年度「新潟市在宅テレワーカー育成・就労支援事業」企画提案に係る質問事項について、下記のとおり回答します。

項目	質問	回答
<p>仕様書 7業務の内容 (4) 職業訓練プログラム等の実施</p>	<p>「原則的に実績を有する自社開発プログラムにて行うもの」と記載がありますが、外部教材を使用することは問題ないでしょうか。</p>	<p>「7業務の内容(4) 職業訓練プログラム(ITスキルの付与)等の実施」に記載している「原則的に実績を有する自社開発プログラムにて行うものとし、プログラム一括の再委託は認めない」とおり、<u>プログラムのすべてにおいて外部教材を使用することは認められません。</u>ただし、受託事業者の管理のもとで、プログラムの一部に外部教材を使用することは可能です。</p>
<p>仕様書 7業務の内容 (4) 職業訓練プログラム等の実施</p>	<p>「研修プログラムを含む本事業の一部を再委託することは制限しない」と記載がありますが、訓練の一部を関連会社に委託することは差し支えないという認識でお間違いないでしょうか。</p>	<p>「7業務の内容(4) 職業訓練プログラム(ITスキルの付与)等の実施」に記載のとおり、<u>受託事業者の管理のもとで一部を再委託することは差し支えありません。</u></p>
<p>仕様書 7業務の内容 (4) 職業訓練プログラム等の実施</p>	<p>「職業訓練の実施方法は、集合型訓練とオンライン型訓練(ハイブリッド型含む。)のいずれの手法も選択可能とし」と記載がありますが、受講者が選択できるようにするという意味でしょうか。もしくは、受託者が実施方法を選択できるという意味でしょうか。</p>	<p>「7業務の内容(4) 職業訓練プログラム(ITスキルの付与)等の実施」に記載している「①職業訓練の実施方法は、集合型訓練とオンライン型訓練(ハイブリッド型含む。)のいずれの手法も選択可能とし、支援対象者のスキル習得及び就労・定着など事業効果が最大限発揮される手法を選択し、実施すること。」は、<u>受託者が実施手法を選択できるという意味で記載しています。</u></p>
<p>仕様書 11 成果目標</p>	<p>事業の目標数として「職業訓練プログラム受講者のうち進路決定者割合48人以上(受講者の8割以上)」と記載がありますが、訓練受講終了時点で方向性が決まっている状態であれば、企業への就職が決定していなくても該当しますでしょうか。また、就職が決定している場合については、企業での内勤等、テレワーク以外の勤務形態での採用も該当しますでしょうか。</p>	<p>「11成果目標」の注釈部分に「「職業訓練プログラムを受講した者のうち進路決定者割合」は、在宅テレワーク業務の受注や企業への就職のほか、それらを目的とした進学・資格取得などを行った人数割合」と記載していますとおり、<u>事業実施期間満了時に何かしらの進路が決定(就職、業務委託の案件獲得など)している方が該当します。方向性のみ決まっているという状態の方は該当しません。</u></p> <p>また、受講者によっては、一定程度のオフィス勤務を経てからテレワークを望む場合も想定されることから、<u>受講者が希望している場合に限り、テレワーク以外の勤務形態での進路決定も該当します。</u>ただし、「6事業の概要(2)」に記載のとおり、本事業の対象者要件の一つとして「在宅テレワークでの就労を希望する者」を必須としていることから、<u>在宅テレワークでの就労をはじめから希望しない方を本事業の対象に含めて良いという解釈にはならないことを申し添えます。</u></p>
<p>仕様書 11 成果目標</p>	<p>求人開拓件数について、「市内事業者における在宅での就労にも対応したテレワークやショートタイムワーク等(将来的に在宅テレワーク業務の切り出しが見込める)を可能とした求人」と記載がありますが、目標件数には前述の求人が現状ない企業において新規の求人を創出するだけでなく、既存の求人も含めて差し支えないでしょうか。</p>	<p><u>既存の求人も含めて差し支えありません。</u></p> <p>ただし、「7業務の内容(8) 市内事業者に対する在宅テレワーカーの活用促進、②市内事業者に対する意識醸成、業務掘り起こし」に記載している「研修受講者が円滑な就労につなげられるよう、市内事業者に対し、多様な人材活用に向けた意識醸成や在宅テレワーク可能業務の掘り起こしを行うこと。」のとおり、<u>市内事業者の多様な人材活用に向けた意識醸成や業務切り出し支援等による新規求人開拓は行っていただく必要があります。</u></p>